

# 港区自転車等総合基本計画

平成20年3月

港区

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

# 港区自転車等総合基本計画

1. 港区自転車等総合基本計画の策定にあたって	1
2. 自転車等交通の位置づけ	3
3. 自転車等総合基本計画の必要性と課題	3
(1) 自転車等利用のルール徹底およびマナーの向上の必要性と課題	4
(2) 放置自転車等対策の必要性と課題	4
(3) 自転車等駐車場整備の必要性と課題	5
(4) 走行空間の拡充・整序化の必要性と課題	7
4. 基本理念	8
5. 基本方針	8
6. 自転車等総合対策	9
(1) 自転車等利用のルール徹底およびマナーの向上	9
(2) 放置自転車等対策の推進	10
(3) 自転車等駐車場整備の推進	10
(4) 走行空間の拡充・整序化	16
7. 自転車等総合対策の重点項目とその役割分担	18



## 1. 港区自転車等総合基本計画の策定にあたって

近年、自転車は環境に対する負荷が低いことや、健康の増進にも資することなどから、通勤や趣味を問わず自転車利用者は増加傾向にあります。全国の自転車保有台数も平成18年時点で7,189万台であり、年々増加傾向にあります。利用の増加に伴って、自転車等（自転車および原付自転車）に関する交通事故の多発と放置自転車等が問題となっています。

港区では、平成7年度に「港区自転車等対策の基本的な考え方」並びに「港区自転車等駐車場整備基本計画」を策定し、自転車等放置防止条例の制定、自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去および広報活動等、様々な自転車等駐車対策を推進してきました。しかし、策定から10年以上が経過し、新たな公共交通の開業や駅の改良など区内における交通環境に大きな変化が生じています。また、区の総合的な定住支援施策の効果や住宅取得価格の低下、住宅用途への土地利用の転換等、人口の増加による自転車等駐車場需要の増加が予想されています。

制度面では、平成18年11月に、駐車場法の改正が行われ、自動車の定義が自動二輪車まで拡大され、駐車対策に関する自転車等と自動二輪車の区分が明確化されました。交通情勢の変化に伴い平成19年1月に道路法施行令が改正され、歩道上の自転車等駐車場の設置が道路付属物に加えて占有物件として可能となりました。また、平成20年度には、走行空間の拡充・整序化を図る目的で自転車の歩道通行を認める改正道交法が成立し、平成20年6月1日から施行予定です。

区では分権型の行政改革の柱として、平成17年12月に「港区総合支所及び部の設置等に関する条例」の制定を行い、平成18年4月より、芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南の5地区に、これまでの支所の機能を強化し、区民とともに地域の課題を解決すべく権限を拡大した総合支所を設置しました。

このような情勢を踏まえて港区では、「港区自転車等駐車場整備基本計画策定協議会」を設置し、平成7年度に策定した「港区自転車等駐車場整備基本計画」の見直しを行うとともに、自転車等の適正な利用のあり方や走行環境の拡大など自転車等に関して総合的な検討を行い、自転車法\*に基づき「港区自転車等総合基本計画」を定めました。

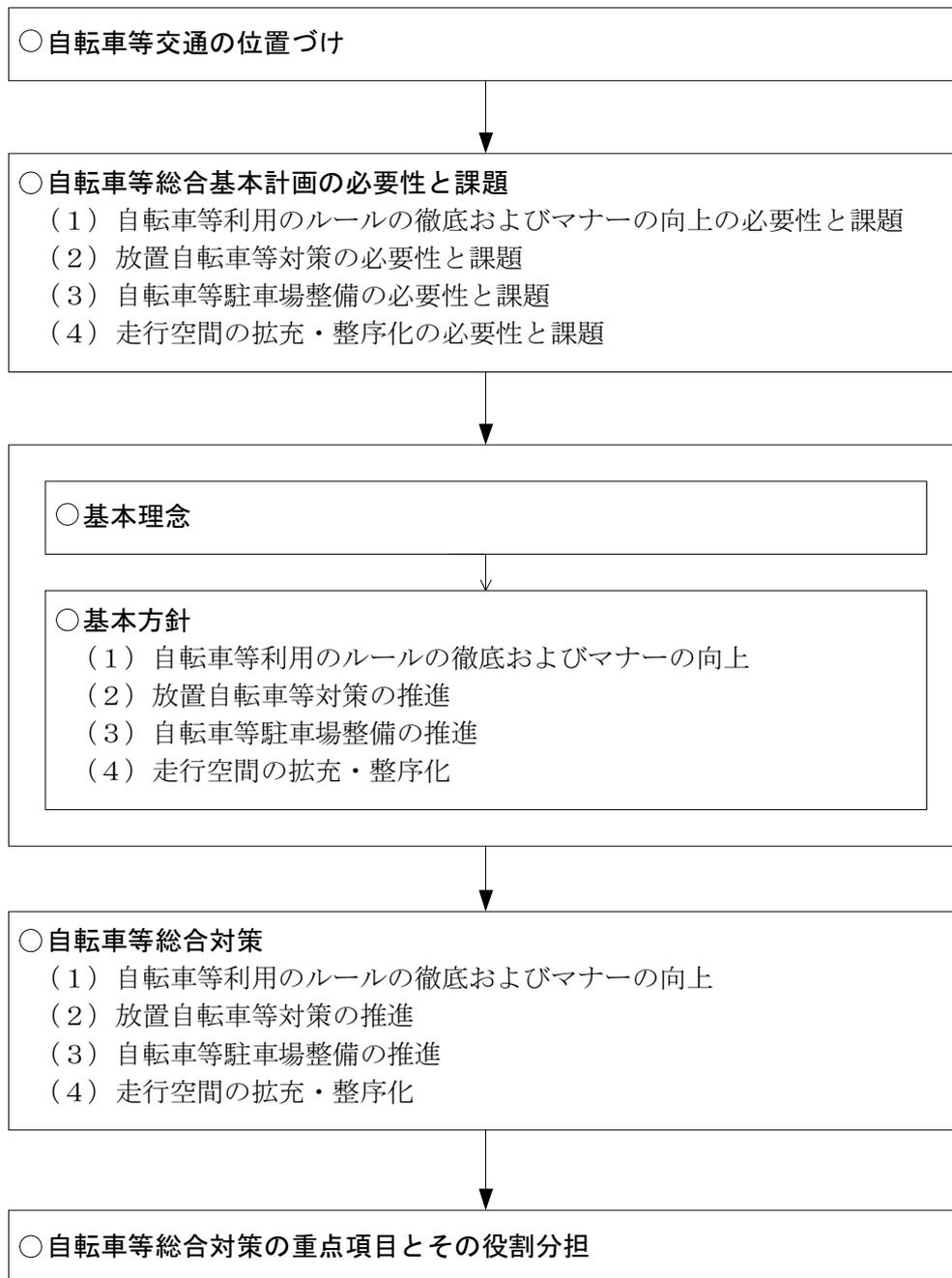
なお、本基本計画において対象となる車両は、下表に示すとおり「自転車」および「原付自転車」です。

〈港区自転車等総合基本計画の対象となる車両〉

港区における自転車等および自動二輪車に関して対応する計画等	港区自転車等総合基本計画		港区自動二輪車対策の基本方針
自転車等および自動二輪車の定義	自転車等		自動二輪車 (50CC以上)
	自転車	原付自転車 (50CC未満)	

※ 自転車法：「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（平成6年6月20日施行）  
 法第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

「港区自転車等総合基本計画」は以下の構成です。



## 2. 自転車等交通の位置づけ

自転車等は、区民等にとって手軽で身近な交通手段であり、自転車利用環境は、地域のまちづくり等の全体計画を考慮し、それに応じた計画立案・整備さらには整備後の利用適正化・維持管理のそれぞれが適切に行われることにより、はじめて有効に機能するものです。

また、計画から維持管理までのあらゆる時点において、利用者、地域住民および関係機関との協力体制は不可欠であり、特に利用者に対するルールの普及のための活動においては、利用者、地域住民、道路管理者、公安委員会、鉄道事業者等が連携し、一体となって取り組む必要があります。

自転車は、排気ガスや騒音を出さない環境にやさしい交通手段として注目されています。

自転車利用の位置づけが見直され、都市部における自動車の代替交通手段として、自転車利用に期待が寄せられています。

安全上の規格・基準に満たない自転車の使用や点検・整備していない自転車の走行が原因で事故につながるケースもあることから、安全性の高い自転車や整備制度（TSマーク等）を普及させるための広報活動等に取り組むことも必要です。

## 3. 自転車等総合基本計画の必要性と課題

港区の鉄道駅周辺には、平成19年時点で、6,132台の放置自転車があります。さらに、今後は、人口の増加による駐輪場需要の増加が予想されます。

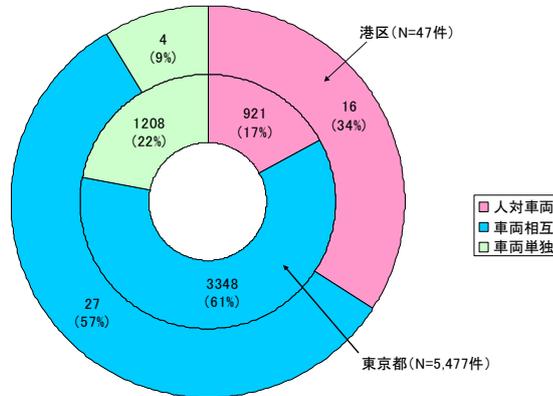
国は、平成18年度を初年度とした第8次交通安全基本計画（5箇年計画）において、自転車の安全利用の推進や自転車利用者に対する指導取締りの推進を位置付けました。平成19年1月には、道路法施行令の改正によって歩道上の自転車等駐車場の道路付属物としての設置に加えて、道路管理者以外による路上自転車駐車場の設置も占用物件として可能となりました。

港区では、平成7年に策定した「港区自転車等対策の基本的な考え方」並びに「港区自転車等駐車場整備基本計画」に基づき、様々な施策を講じてきたところですが、このような社会情勢や交通環境の変化に対応すると共に、まちづくりや健康増進、観光等の観点からも自転車等総合対策の策定が求められています。区では、適正な自転車等の利用と安全で快適な交通環境を確保するため、地域ごとの自転車等の利用に伴う諸問題を明らかにし課題について整理を行うことで、実施主体（行政機関、鉄道事業者および自転車等利用者）ごとの役割分担を明確にした「港区自転車等総合基本計画」を策定し、「快適な道路・交通体系のあるまちづくり」の実現を図るために具体的な対策を講じる必要があります。

平成7年度に策定した「港区自転車等対策の基本的考え方」並びに「港区自転車等駐車場整備計画」に関するこれまでの実施状況は、数値目標である自転車等駐車場整備率50%を概ね達成しています（参考資料P23参照）。

(1) 自転車等利用のルール徹底およびマナーの向上の必要性和課題

港区内で平成17年中に発生した自転車が第一当事者の人身事故件数は、47件/年であり、そのうち歩行者と自転車による人身事故件数は16件/年でした。東京都平均の自転車が第一当事者の事故件数に占める歩行者と自転車の人身事故件数の割合は、17%であるのに対して、港区の割合は、34%と高い割合を示しています。



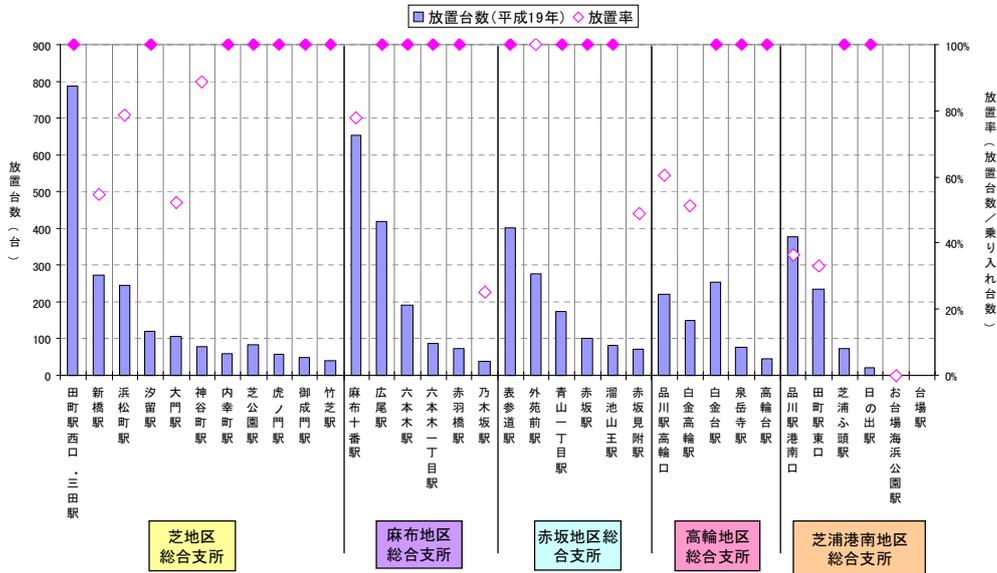
出典) 交通安全マップ (警察庁と国土交通省が作成したホームページ)

図1：自転車の事故類型別人身事故件数割合；東京都、区（平成17年）

今後の高齢化社会の加速に向けて、今まで以上に自転車利用者の歩道通行時における歩行者保護意識の醸成とともに、自転車等利用者に対するルールおよびマナーに関する知識の向上および徹底を図ることが課題です。

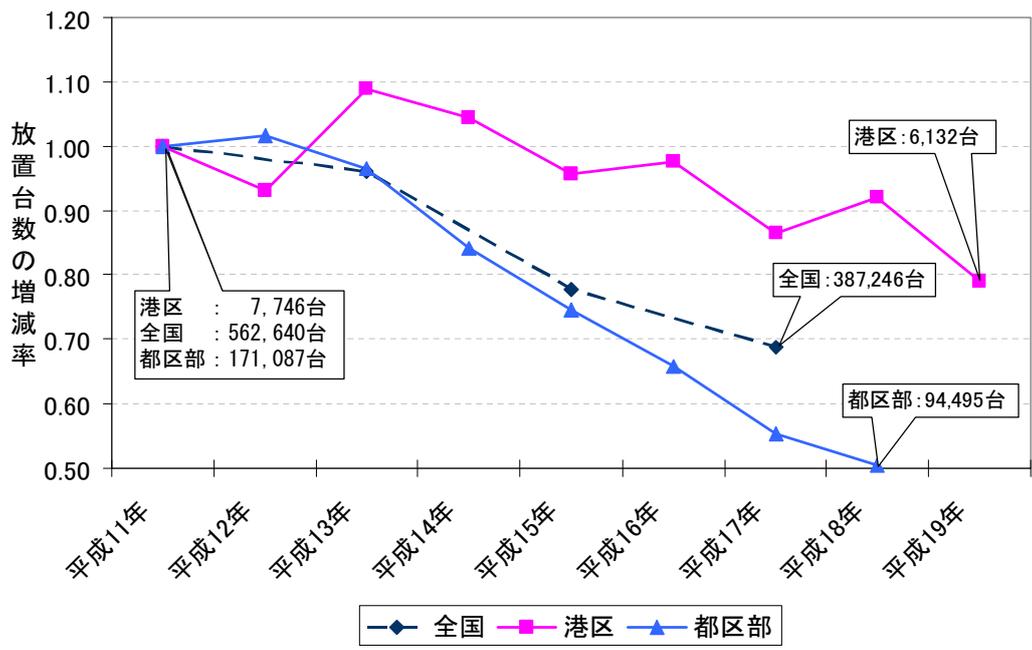
(2) 放置自転車等対策の必要性和課題

駅別の自転車等駐車台数（放置台数）とその経年変化は下記のとおりです。



注1) 放置台数とは、駅周辺に乗り入れる自転車等の総台数に占める、放置車両台数の割合。  
 ◇は駐車場がある駅の放置率を、◆は駐車場がない駅の放置率 (=100%) を示す。  
 注2) 放置台数は、駅周辺における自転車等の放置台数で、平成19年5月平日午前9時の瞬間観測値、白金台は平成18年11月21日  
 注3) 調査範囲は、鉄道駅から半径200m以内程度の駅周辺部が対象  
 注4) 三田駅の放置台数は、田町駅西口に計上  
 注5) 台場駅は、平成19年調査時の乗り入れがなかった。  
 出典) 平成19年度 自転車等駅前乗り入れ台数調査結果 (港区)

図2：駅別の自転車等の放置台数と放置率（平成19年）



注) 放置台数の増減率は、平成11年値を基準値(1.0)とした際の各年度の比率  
 経年変化を集計可能な放置台数は、自動二輪車を含むデータのみであるため、これを使用した。  
 出典) 駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果(内閣府)、平成18年度調査 駅前放置自転車の現況と対策(東京都)、港区の環境・街づくり 平成19年度版(港区)

図3：自転車等および自動二輪車の放置台数の経年変化（平成11年～平成19年）

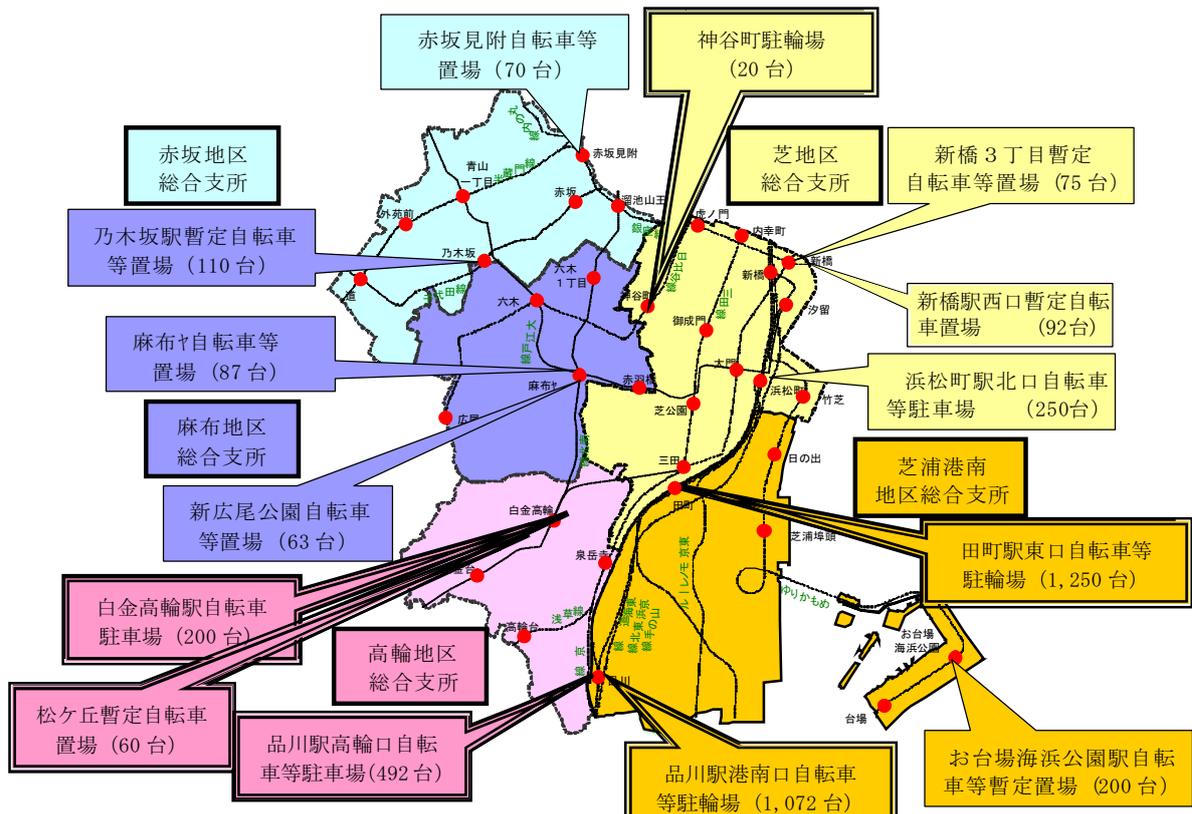
港区では、平成7年策定の「港区自転車等駐車場整備基本計画」を受けて、自転車等駐車場の整備を行ってきたところですが、放置自転車等の数は、平成11年に比べて、若干減少傾向にあるものの依然として6千台以上です。

自転車等の放置の多い上位10駅は、「田町駅西口・三田駅」、「麻布十番駅」、「広尾駅」、「表参道駅」、「品川駅港南口」、「外苑前駅」、「新橋駅」、「白金台駅」、「浜松町駅」、「田町駅東口」です。

今後は、自転車等駐車場整備の推進はもとより、効果的な撤去活動やPR活動の推進を図ることが必要です。

### (3) 自転車等駐車場整備の必要性和課題

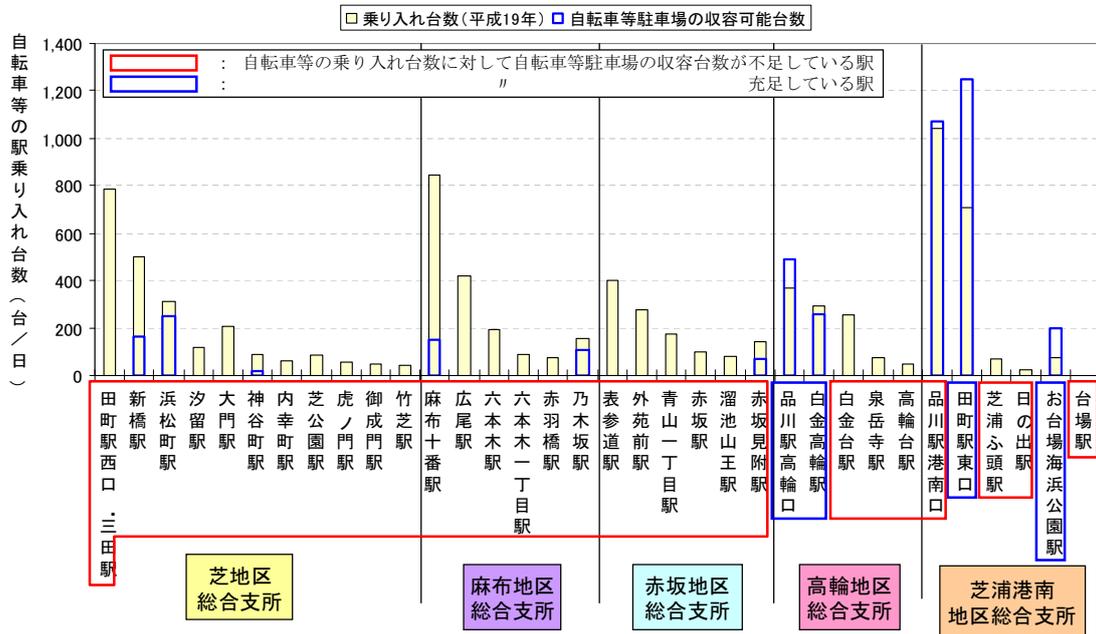
港区では、自転車等駐車場および暫定自転車等置場を整備してきており、平成17年度末までに自転車等乗り入れ台数に対して約5割\*の自転車等駐車場を整備してきました。しかしながら、区内33の駅ごとで見ると、自転車等の乗り入れ台数に対して収容台数が不足している駅が数多く存在しています。今後は、放置自転車等の削減に向けて従来の路外駐車場整備手法に加えて、電子タグや立体駐車場の導入など新たな整備手法による自転車等駐車場の整備を行っていく必要があります(参考資料P23参照)。



注1) 二重枠は有料の自転車等駐車場  
 注2) ( ) 内は自転車等駐車場の収容可能台数。

※ 平成19年度末現在

図4：区内の自転車等駐車場の整備状況



注1) 乗入れ台数は、駅周辺における自転車等放置台数と駐車場駐車台数の合計（平成19年5月平日午前中の瞬間観測値、白金台は平成18年11月21日）  
 注2) 調査範囲は、鉄道駅から半径200m以内程度の駅周辺部が対象。  
 注3) 三田駅の乗入れ台数は、田町駅西口の乗入れ台数に計上した。  
 注4) 台場駅は、平成19年調査時の乗入れがなかった。  
 注5) 自転車等駐車場の収容可能台数は、平成19年度末の数値。  
 出典) 平成19年度 自転車等乗入れ台数調査結果（港区）

図5：駅別の自転車等の乗入れ台数と自転車等駐車場の収容可能台数

#### (4) 走行空間の拡充・整序化の必要性と課題

区内では、これまで関係機関と協働し、広歩道幅員の幹線道路で、自転車の走行空間を確保するための施策を行ってきました。(図参照) しかしながら、歩道上は歩行者が多く、バス停、地下街への入り口などの施設も多いため、歩道内での自転車走行空間の確保が難しい状況にあります。また歩行者と自転車の事故の発生も懸念されることから、交通安全に配慮しつつ、実施箇所の選定を進めていく必要があります。

これからは、駐車場整備の拡大とともに、自転車利用者の駅へのアクセス性向上を図るためにも、区道における自転車レーンの設置や歩道上の分離施策の推進を検討するとともに、国道・都道における走行空間の拡充・整序化に向けた働きかけを進めていく必要があります。

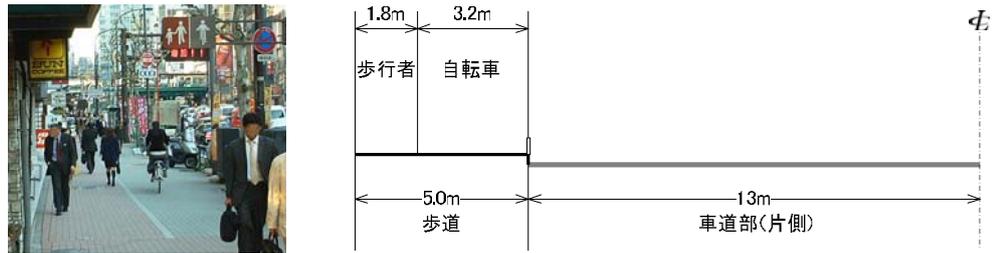


図6：カラー舗装による自転車と歩行者の通行の分離  
(外堀通り；東京都港区新橋1丁目16先付近の事例)

## 4. 基本理念

自転車は、主要な地域交通手段の一つであり、利用環境を整えるとともにルールやマナーを守った利用を推進します。

自転車は、環境に対する負荷が低いことや、健康の増進にも資することなどから、通勤や趣味を問わず自転車利用者が増加傾向にあります。区は、自転車等駐車場の整備や走行空間の拡充・整序化を行うとともに、駅周辺における放置自転車等対策を推進します。同時に、自転車等利用のルールの徹底およびマナーの向上に努めることで、自転車利用の促進を図り快適で安全な道路・交通体系のあるまちづくりの実現を図ります。

## 5. 基本方針

### ①自転車等利用のルールの徹底およびマナーの向上

- ・利用者のルール・マナーの遵守
- ・歩行者および自転車利用者の安全性を確保するために、自転車の歩道通行時の歩行者保護意識を醸成するルール・マナーの啓発や指導の充実を図ります。
- ・国、東京都、交通管理者、鉄道事業者等と連携して、自転車等利用時のルール・マナーに関する知識の向上を目的とした広報・啓発活動を積極的に推進します。

### ②放置自転車等対策の推進

- ・区では、放置自転車等台数が多い鉄道駅周辺において、放置自転車等の抑止対策を実施するとともに、本基本計画に基づいた自転車等駐車場の整備を推進します。なお、鉄道駅周辺で放置禁止区域を設定する際には、自転車等駐車場等を整備します。
- ・区、国、東京都、交通管理者、鉄道事業者は連携して、放置自転車等の定期的な撤去活動や駅前放置自転車クリーンキャンペーン等を強化し、放置自転車等の減少を図り、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
- ・撤去した自転車等集積所のスペースが不足していることや放置自転車等の撤去や保管の効率化を図るために、集積所の確保、保管期間の短縮・早期処分や電子タグ等の導入について検討します。

### ③自転車等駐車場整備の推進

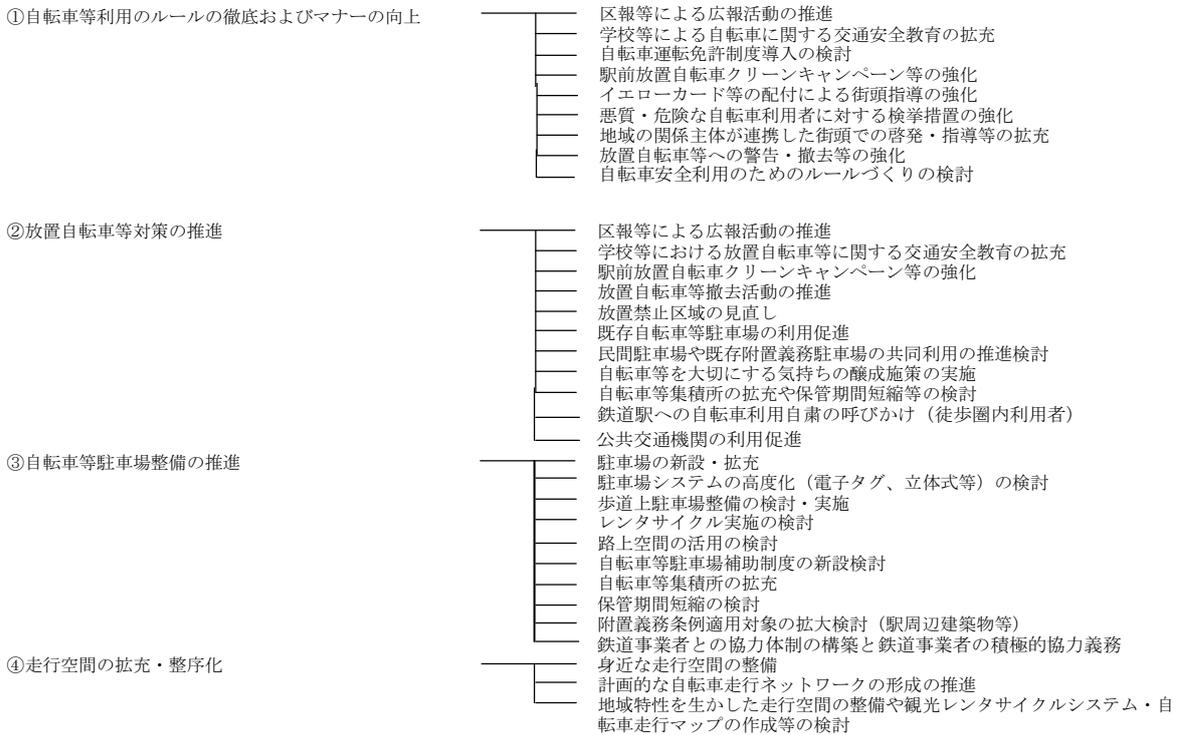
- ・自転車等駐車場の整備目標は、自転車等乗り入れ台数を満たす自転車等駐車場の整備を行っていくこととし、平成28年度までには70%以上の確保を目標とします。
- ・自転車等の乗り入れの現状から、将来的（平成28年度）な自転車等の乗り入れ需要を予測した上で、放置自転車等対策が必要な重点駅を定めます。
- ・区、国、東京都、交通管理者、鉄道事業者等は役割に応じた自転車等駐車場整備に努めます。
- ・自転車等駐車場利用にあたっては、「利用者負担」とします。
- ・駐車場整備補助制度の新設検討および附置義務条例適用要件の拡充等の検討を行います。

### ④走行空間の拡充・整序化

- ・歩行者、自転車、自動車の走行空間を確保するために、車道部自転車レーンの検討を行うとともに、歩道上のカラー舗装等による通行部分の分離等により自転車走行空間の拡充・整序化に努めます。
- ・自転車走行ネットワークの計画的な整備について、国、東京都など関係機関と連携した検討を推進します。
- ・地域特性を生かした走行空間の整備を推進します。

## 6. 自転車等総合対策

「基本理念」および「基本方針」を踏まえ、自転車等総合対策に対する重点項目については、以下のとおりとします。



### (1) 自転車等利用のルール徹底およびマナーの向上

自転車等利用のルール・マナーに関する認知や遵守は、安全で快適な道路・交通体系のあるまちづくりには不可欠です。しかし、利用実態をみると、必ずしも良好とはいえない状況にあり、自転車が関与した交通事故は増加傾向にあります。また、防犯登録も十分な徹底が図られていない状況にあります。

こうした背景を踏まえ、自転車等利用のルール・マナーに関して長期的な視野に立った組織的な啓発するシステムの構築を行う必要があります。ルール・マナーの徹底を図るための交通安全教育や街頭指導、取締りの強化などが重要とされているため実施すべき事項として、以下の重点項目について推進します。

#### 自転車等利用者のルール・マナーの遵守

##### ルール・マナーの周知に向けた交通安全教育の強化

- ・ 区報等による広報活動の推進
- ・ 学校等における自転車に関する交通安全教育の拡充
- ・ 自転車運転免許制度導入の検討
- ・ 駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の強化

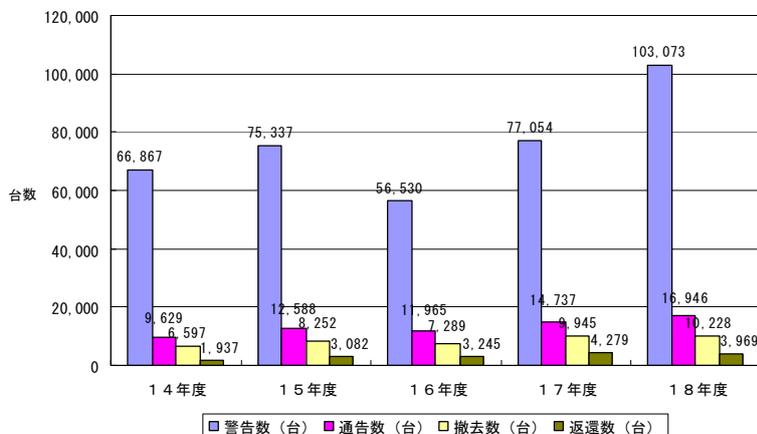
##### ルール・マナーの遵守に向けた街頭での指導や啓発等の強化

- ・ イエローカード等の配布による街頭指導の強化
- ・ 悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置の強化
- ・ 地域の関係主体が連携した街頭での啓発・指導等の拡充
- ・ 放置自転車等への警告・撤去等の強化
- ・ 自転車安全利用のためのルールづくりの検討

## (2) 放置自転車等対策の推進

区内における放置自転車等台数は、若干減少傾向にあるものの、全国や東京都に比べると減少の度合いが小さい状況です。また区内の撤去台数および処分台数ともに近年増加しています。

年度別自動車等撤去等実績



注1) 撤去警告とは、放置禁止区域外に放置された自転車・原付自転車・自動二輪車に対する撤去通告の予備警告  
 注2) 撤去通告とは、自転車・原付自転車・自動二輪車に対する撤去の通告  
 注3) 各台数は、自転車・原付自転車・自動二輪車の台数  
 出典) 港区の環境・街づくり 平成19年度版(港区)

図7：区内の自転車等撤去台数の推移（平成14年～平成18年）

このような問題を解決するために今後は、以下の事項を重点項目として推進します。推進に当たっては、地元町会や商店街等、地域の協力も得られるよう検討していきます。

### 放置自転車等対策の推進

- ・区報等による広報活動の推進
- ・学校等における放置自転車等に関する交通安全教育の拡充
- ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の強化
- ・放置自転車等撤去活動の推進
- ・放置禁止区域の見直し
- ・既存自転車等駐車場の利用促進
- ・民間駐車場や既存附置駐車場の共同利用の推進検討
- ・自転車等を大切にす気持ちの醸成施策の実施
- ・自転車等集積所の拡充や保管期間短縮等の検討
- ・徒歩園内自転車利用者の鉄道駅への利用自粛の呼びかけ
- ・公共交通機関の利用促進

## (3) 自転車等駐車場整備の推進

### 1) 自転車等駐車需要予測および駐車場整備目標量

#### ア) 需要予測の前提条件

港区における各駅周辺の自転車等の駐車需要を予測するにあたっての前提条件は、以下のとおりです。

- ① 予測年は、平成28年を目標とします。

- ②現在区内の全33駅のうち、田町駅、品川駅は、東西に分けて予測を行い、浜松町・大門駅の両駅については、JR線を境界として、これより東側を浜松町駅東口、西側を浜松町駅西口・大門駅に分けて予測を行いました。その結果予測駅数は、35駅です。
- ③自転車等の乗り入れ台数の増加は、夜間人口に比例して増加するものとし、平成28年の人口は、「港区基本計画（後期3年）の見直しに関する人口フレームの検討報告書（港区）」を用いました。

### イ) 需要予測の方法

自転車等の需要予測は、駅単位で行いました。予測方法は、はじめに、現況の駅への自転車等乗り入れ台数は、既存調査結果（大都市交通センサス）を用いて、地域（ゾーン）別に当該駅への利用の割合を集計しました。

次に、それぞれのゾーンにおける平成28年の自転車等乗り入れ台数は、当該ゾーン夜間人口増加率に比例するものとして、集計を行いました。

最後に、駅毎の平成28年の自転車等乗り入れ台数は、各ゾーンを合算することで算出しました。

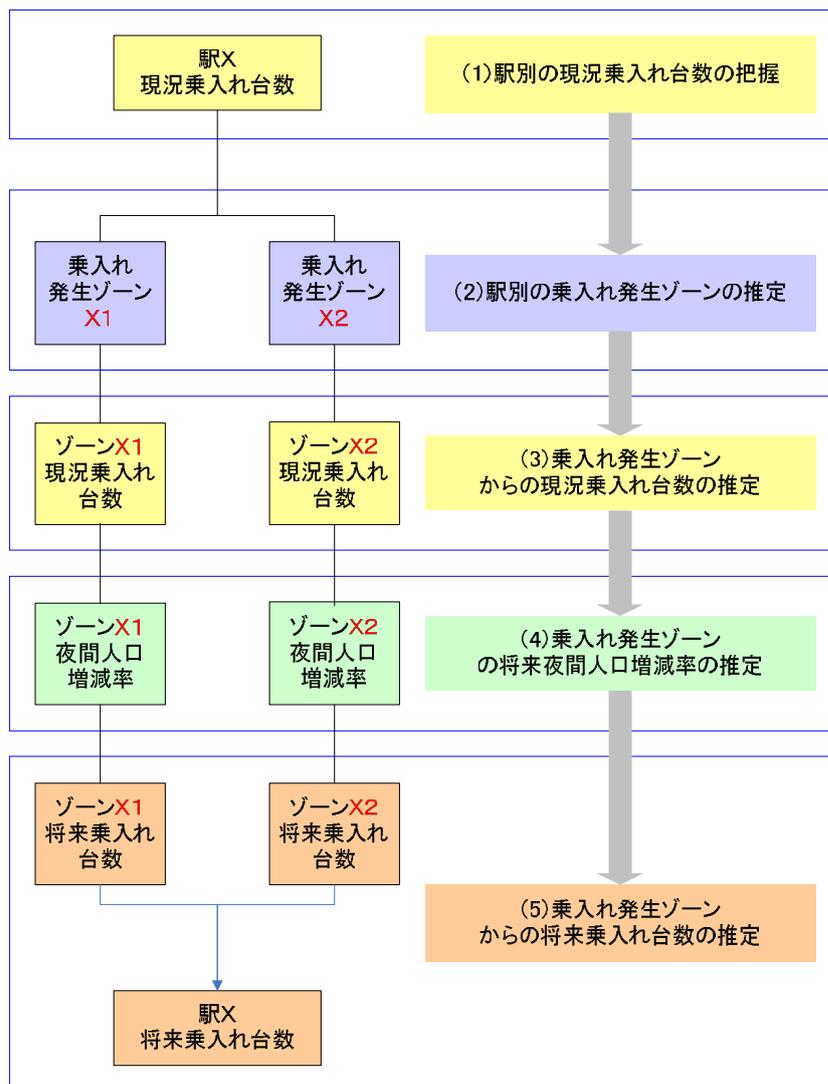


図8：需要予測の方法（2つのゾーンから自転車等が乗り入れる場合の例）

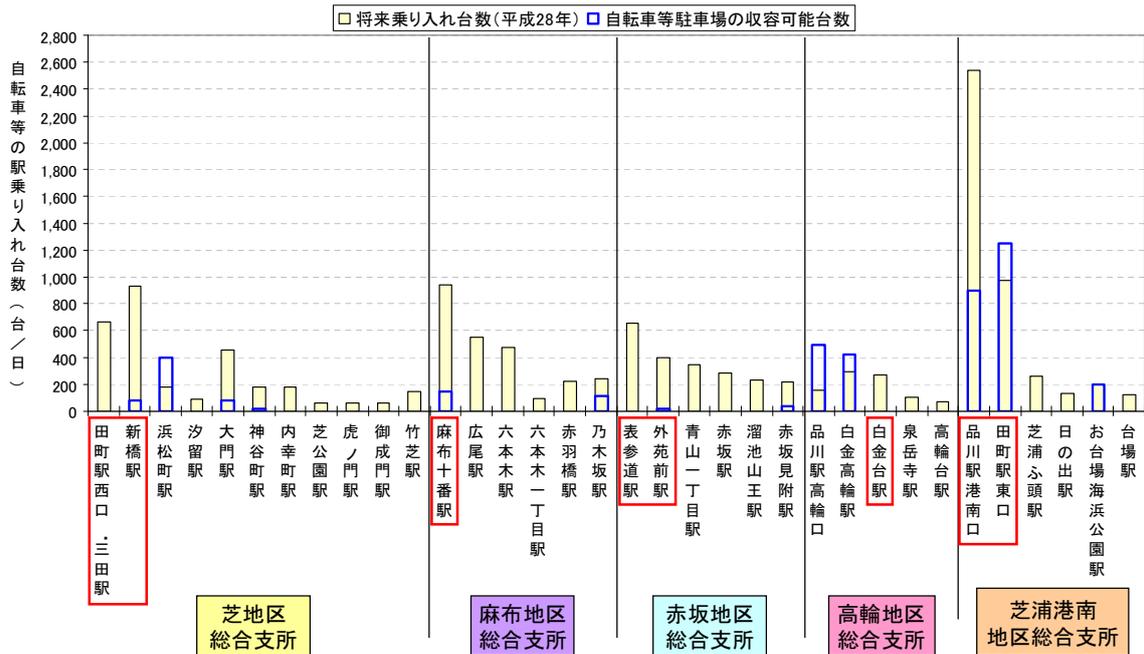
ウ) 自転車等の駐車需要予測結果

平成28年における駅別の自転車等駐車場需要予測結果は、下表のとおりです。

(台/日)

駅名	現況乗入れ 台数(台)	収容台数 (台)	将来乗入れ 台数(台)	将来放置予測 台数	将来駐車容量 の充足状況
新橋	847	167	930	763	不足
浜松町東口	91	250	183	393	不足
浜松町西口・大門	500		460		—
田町(東口)	582	1250	974	-276	—
田町(西口)	617	0	667	667	不足
品川(港南口)	1,228	1072	2,544	1,472	不足
品川(高輪口)	148	492	158	-334	—
三田	309	0	416	416	不足
芝公園	54	0	59	59	不足
御成門	59	0	64	64	不足
内幸町	162	0	182	182	不足
泉岳寺	75	0	107	107	不足
高輪台	67	0	72	72	不足
神谷町	170	20	178	158	不足
六本木	451	0	471	471	不足
広尾	522	0	550	550	不足
虎ノ門	205	0	215	215	不足
赤坂見附	205	70	218	148	不足
青山一丁目	326	0	344	344	不足
外苑前	375	0	395	395	不足
赤坂	273	0	287	287	不足
乃木坂	233	110	242	132	不足
表参道	627	0	655	655	不足
汐留	76	0	82	82	不足
芝浦ふ頭	140	0	260	260	不足
目の出	112	0	132	132	不足
竹芝	136	0	147	147	不足
お台場海浜公園	105	200	195	-5	—
台場	64	0	119	119	不足
溜池山王	220	0	235	235	不足
麻布十番	896	150	940	790	不足
六本木一丁目	89	0	94	94	不足
白金高輪	277	260	295	35	不足
白金台	254	0	265	265	不足
赤羽橋	212	0	224	224	不足
計	10,707	4,041	13,359	9,933	

注1) 将来乗入れ台数推定に用いた現況乗入れ台数の値は、平成17年7月平日6回調査のうち最大瞬間台数(出典)  
 (現況乗入れ台数のうち、白金台駅は、平成18年11月21日、外苑前駅は平成18年5月31日実測値を用いている)  
 注2) 収容台数は、平成19年度末の台数を用いている。  
 注3) 将来放置予測台数の計は、将来放置予測台数がマイナスの値となった駅について「0」として算出している。  
 出典) 平成17年度 自転車等駐車場整備基本計画調査委託報告書、港区(平成17年12月)



注1) 将来乗入れ台数は、平成28年における平日ピーク時の乗入れ台数の推定値  
 注2) 収容可能台数は、平成19年度末の駅周辺における自転車等駐車場・置場の収容可能台数の合計  
 注3) 赤枠で囲んだ駅は、放置自転車等対策重点箇所である。  
 出典) 平成17年度 自転車等駐車場整備基本計画調査委託 報告書(港区)、平成12年 大都市交通センサス(運輸政策研究機構)、住民基本台帳による東京都の世帯と人口(東京都)、港区基本計画(後期3年)の見直しに関する人口フレームの検討 報告書(港区)

図9：港区の駅周辺将来乗入れ台数及び自転車等駐車場収容可能台数

エ) 駐車場整備目標量

自転車等駐車場の整備目標は、自転車等乗り入れ台数を満たす自転車等駐車場の整備を行っていくこととし、平成28年度までには70%以上の確保を目標とします。

2) 駅周辺における放置自転車等対策重点箇所

自転車等駐車場整備対策の必要な駅を重点箇所として定め自転車等駐車場の整備を行っていくものとします。総合支所ごとの重点箇所を定め、駅毎の現況における主な課題を挙げると以下のとおりです(図9参照)。なお、重点箇所以外においても、機会を捉えて自転車等駐車場の整備を行っていくものとします。

○芝地区総合支所管内

田町駅西口…………… 乗り入れ台数が多いものの、駅周辺部に自転車等駐車場の整備がなされていません。

新橋駅…………… 暫定自転車等置場は設置されているものの、乗り入れ台数に対する収容可能台数が不足しています。

○麻布地区総合支所管内

麻布十番駅…………… 2箇所の暫定自転車等置場は設置されているものの、乗り入れ台数に対する収容可能台数が不足しています。

○赤坂地区総合支所管内

表参道駅 …… 乗り入れ台数が多いものの、駅周辺部に自転車等駐車場の整備がなされていません。

外苑前駅 …… 乗り入れ台数が多いものの、駅周辺部に自転車等駐車場の整備がなされていません。

○高輪地区総合支所管内

白金台駅 …… 道路拡幅済用地や民地への放置自転車等が多く、駅周辺部に自転車等駐車場の整備がなされていません。

○芝浦港南地区総合支所管内

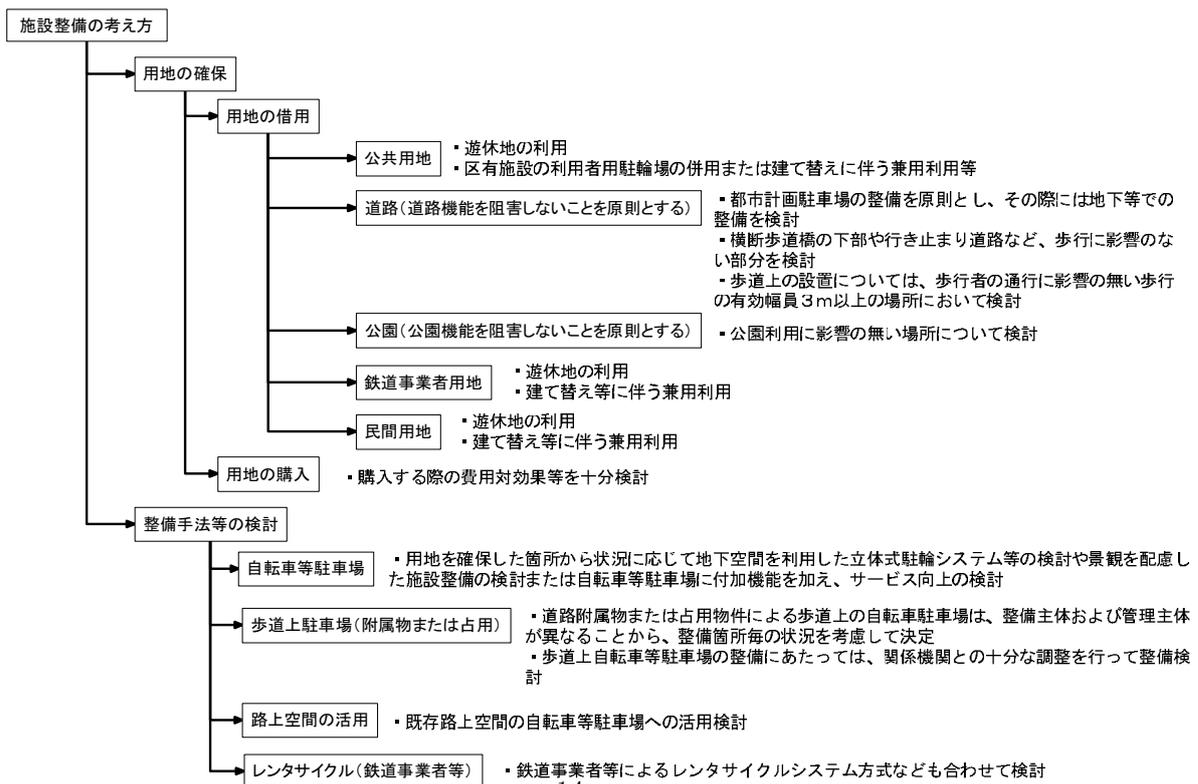
品川駅港南口 …… 今後10年間で大幅な人口増加が予想されていますが、現行の自転車等駐車場に余裕が無く、乗り入れ台数に対する収容可能台数の不足が確実です。

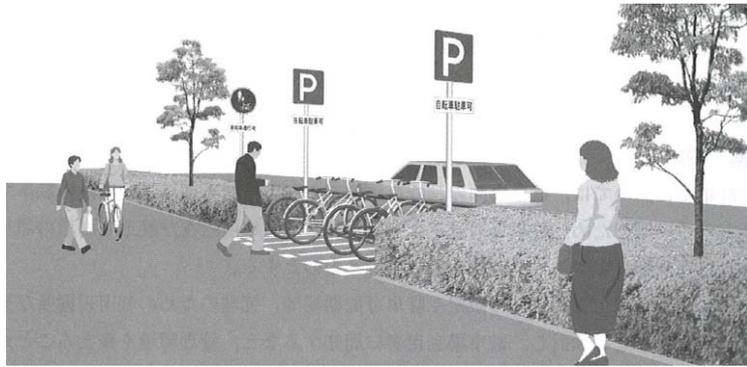
田町駅東口 …… 乗り入れ台数に対する収容可能台数は充足していますが、駅周辺には放置自転車等が見受けられ、利用促進指導員を配置して改善傾向が見られるものの、まだ十分な効果が得られていません。

3) 施設整備に関する考え方

施設整備（自転車等駐車場設置）の考え方は、以下のとおりであり、駅毎にその地域の特性に応じた検討を行います。

ア) 自転車等駐車場の整備にあたっては、地域特性に応じた整備用地の確保や整備手法等を検討します。





出典) 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針同解説

図 10：歩道上駐車場のイメージ図

イ) 自転車等駐車場は、放置自転車等の放置禁止区域の指定や撤去活動と合わせて整備します。

放置自転車等の発生は、自転車等駐車場の不足が大きな要因ですが、自転車等駐車場が設置されても、その配置や運用が適切でないと違法な放置は絶えることはありません。こうした問題を解決するため、放置禁止区域の指定や撤去活動を組み合わせた放置自転車等を抑制するシステムを構築する必要があります。また、電子タグシステム※による自転車等駐車場の管理・運営の検討を行います。

※ 電子タグとは、ICチップとアンテナで構成され、無線などを用いて、読み込みまたは書き込み時に電子タグに接触することなく、ICチップに格納されたID等のデータの読み取り、書き込みを行うタグであり、電子タグシステムは、この電子タグを自転車等に取り付けて自転車等駐車場の管理・運営を行うシステムです。

ウ) 放置禁止区域の見直しや自転車等駐車場の附置義務を強化する検討を行います。

①特に放置自転車の多い区域において、自転車等駐車場の附置台数の強化について検討を行います。

②事務所ビルなど、通勤のための自転車等駐車場の整備や、一般利用者への開放などを指導していきます。

自転車等駐車場整備は、以下の事項を重点項目として推進します。

#### 自転車等駐車場整備の推進

- ・ 自転車等駐車場の整備目標は、自転車等乗り入れ台数を満たす自転車等駐車場の整備を行っていくこととし、平成28年度までには70%以上の確保を目標とします。
- ・ 自転車等駐車場整備対策の必要な以下の駅を重点箇所として定め自転車等駐車場の整備を行います。

**田町駅西口、新橋駅、麻布十番駅、表参道駅、外苑前駅、白金台駅、品川駅港南口、田町駅東口**

- ・ 自転車等駐車場の整備にあたっては、地域特性に応じた整備用地の確保や整備手法等を検討します。
- ・ 自転車等駐車場は、放置自転車等の放置禁止区域の指定や撤去活動と合わせて整備します。
- ・ 放置禁止区域の見直しや自転車等駐車場の附置義務を強化する検討を行います。
- ・ 鉄道事業者に自転車等駐車場設置に協力を求めます。(これに対して、鉄道事業者は、積極的に協力する義務があります。 自転車法第五条)

#### (4) 走行空間の拡充・整序化

自転車安全で快適に走行するためには、自転車専用レーンや工作物・路面表示によって自動車や歩行者の通行とは分離した走行空間の確保が必要です。区では、関係機関と協働して広幅員歩道のある幹線路線については分離型の自転車走行空間の確保を図り、幅員の狭隘な生活道路で自転車走行空間の確保が必要と判断できる区間については、主として歩行者または自動車との共存型の自転車走行空間の確保を図っていくこととします。

#### 【幹線道路】

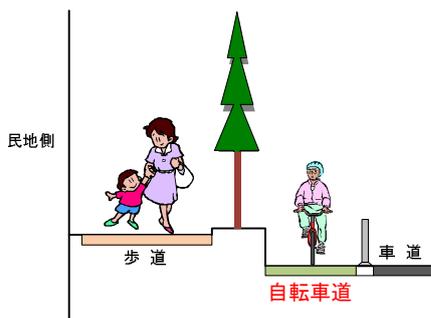


図 11：車道に併設した自転車専用レーンのイメージ図

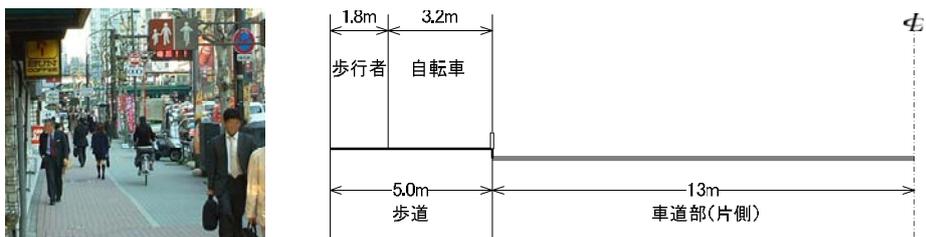
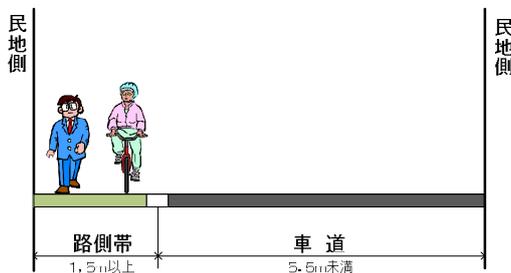


図 12：カラー舗装による自転車と歩行者の通行の分離  
(外堀通り；東京都港区新橋1丁目16先付近の事例)

#### 【生活道路】



注) 警察庁通知「路側帯拡幅等による交通事故抑止対策実施要領の制定について」に基づき作成

図 13：路肩（路側帯）のカラー舗装による明確化のイメージ図

交通対策本部は、平成19年7月10日に「自転車の安全利用の促進について」を発表し、国および地方公共団体に対して、以下の措置を講ずることとしました。

#### 自転車の安全利用の促進について

- (1) 自転車通行ルール及び今般の道路交通法の改正内容（以下「自転車通行ルール等」という。）の広報啓発に努めること。  
また、所属職員に対し、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底すること。
- (2) 学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び社会教育施設等における交通安全教育、自転車利用者が参加する各種の講習等のあらゆる機会において、自転車通行ルール等の周知徹底を図ること。
- (3) 日本自転車普及協会、自転車産業振興協会等の関係団体に協力を要請する等効果的な自転車の通行ルール等の広報啓発を実施すること。
- (4) 自転車利用者の悪質・危険な交通法令違反に対する指導及び取締りを強化するとともに、地域交通安全活動推進委員等と連携して自転車の安全利用を促進するための活動を推進すること。
- (5) 自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車走行空間の整備を推進すること。

区では、自転車の走行空間の拡充・整序化を推進するために、以下の事項を重点項目として推進します。

#### 走行空間の拡充・整序化

- ・身近な走行空間の整備
- ・開発事業等による歩道上空地などを利用した自転車走行空間の整備を図りながら、計画的な自転車走行ネットワークの形成の推進
- ・観光資源等の活用を図るため、区・鉄道事業者・民間事業者等による地域特性を生かした走行空間の整備や観光レンタサイクルシステム・自転車走行観光マップの作成などの施策の検討

## 7 自転車等総合対策の重点項目とその役割

施策内容					実施主体						
利用ルール・マナーの向上	放置自転車等対策	自転車等駐車場整備対策	走行空間拡充・整序化	総合対策の促進	国	都	区	交通管理者	鉄道事業者	民間事業者	自転車利用者
広報・啓蒙活動の推進				自転車等総合対策の策定	★	★	★	★	★		
街頭での啓蒙・指導等の充実	クリーンキャンペーン等の実施			自転車等総合対策推進	★	★	★	★	★		
放置自転車等への警告・撤去強化	放置自転車等撤去活動の推進				★	★	★	★	★		
交通安全教育の拡充			車道部自転車レーンの整備		★	★	★	★			
			歩道部走行空間の確保		★	★	★	★			
			路側帯の拡幅等(カラー舗装等)による走行空間の整序化		★※	★	★	★			
		駐車場整備補助制度の拡充			★	★	★				
		歩道上駐車場の整備(道路付属物)			★	★	★				
		歩道上駐車場の整備(道路占用)			★	★	★				★
		駐車場の新設・拡充(用地提供・用地に関する情報含)					★		★	★	
		レンタサイクルの実施検討					★		★	★	
自転車運転免許制度の導入	放置禁止区域の指定・見直し	駅別自転車等需要予測と駐車場整備実施計画の査定					★				
自転車安全利用のためのルールづくりの検討	駐車場の共同利用推進の検討	附置義務対象の拡大の検討(駅周辺建築物等)					★				
	自転車等集積所の拡充や保険期間短縮等の検討						★				
	既存自転車等駐車場の利用促進	ICタグ等による管理システム導入の検討	自転車マップの作成				★				
		立体駐車場システムの導入検討					★				
		リサイクル事業の拡充					★				
		撤去後不要自転車等売却の検討					★				
検挙措置活動の強化	駐車違反車両の警告・取締	路上空間の活用検討					★	★			
自転車等ルール・マナーの遵守	自転車等に対する価値観の向上	駐車秩序の確立	歩行者保護意識の向上	自転車等整備意識の向上(TSマークの配布)							
	近距離利用の自粛 公共交通機関の利用促進			防犯登録の徹底							★ ★

注: ★は実施主体の役割

★\*は、区が国に対して制度の新設等を要望するものです。

別表

港区自転車等駐車場整備基本計画策定協議会設置要綱

18港環計第272号

平成18年9月1日

(設置)

第1条 港区自転車等駐車場整備基本計画（以下「基本計画」という。）の改定に関し必要な事項を協議するため、港区自転車等駐車場整備基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本計画の改定に関すること。
- (2) その他関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、区民（公募）、学識経験者、公共交通事業者、関係行政機関及び区職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成19年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境・街づくり支援部土木計画担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

港区自転車等駐車場整備基本計画策定協議会名簿（敬称略）

	区 分	会員等氏名及び連絡先		
		関係部署	協議会委員名	
1	学識経験者	東海大学工学部講師	山川 仁	
2	公募区民		工藤 茂	
3			鈴木 仲洋	
4			村上 秀敏	
5		行政	港区	環境・街づくり支援部長
6	芝地区総合支所参事 地区活動推進課長事務取扱			齊勝 禮子
7	麻布地区総合支所地区活動推進課長			所 治彦
8	赤坂地区総合支所地区活動推進課長			塚田 浩一
9	高輪地区総合支所地区活動推進課長			内田 勝
10	芝浦港南地区総合支所地区活動推進課長			青木 康平
11	道路管理者			国
12		国土交通省東京国道事務所 金杉橋出張所長	滝沢 貞男	
13		国土交通省東京国道事務所 代々木出張所長	小池 信一	
14		東京都	第一建設事務所管理課長	中山 邦雄
15		港区	環境・街づくり支援部都市計画課長	新村 和彦
16			環境・街づくり支援部都市施設管理課長	榎本 和雄
17		交通管理者	警視庁	交通部交通規制課調査担当管理官
18	愛宕警察署交通課長			佐藤 修一
19	三田警察署交通課長			蒔 幸男 (志村 和彦)
20	高輪警察署交通課長			茂木 順三
21	麻布警察署交通課長			植島 健一
22	赤坂警察署交通課長			小田川 典正
23	東京水上警察署交通課長			田代 義憲 (大森 哲也)
24	交通事業者	鉄道	東日本旅客鉄道株式会社東京支社 総務部企画室企画調整課長	小林 雄一
25			東京地下鉄株式会社鉄道本部計画管理部 計画課課長補佐	西野 健
26			東京都交通局総務部総合計画課長	太田 博
27			東京モノレール株式会社総務部総務課長	三上 敦之
28			京浜急行電鉄株式会社鉄道本部 計画営業部計画課長	森 明裕
29			株式会社ゆりかもめ技術部工務課長	清水 孝次
	事務局	港区	土木計画担当部長 環境・街づくり支援部土木計画担当課長	藤塚 仁 佐野 和典

注) ( ) は前任の委員名

平成7年度策定「港区自転車等対策の基本的な考え方」の実施状況

(平成17年度末)

基本的な考え方		実施概要		実施状況	備考	
自転車等交通の整理秩序化方策	自転車等放置防止条例の制定	放置禁止区域の指定	条例の制定 ・条例第23号 第9条	○	公布：H11.9.27 施行：H12.2.10	
		自転車等駐車場の整備と利用者負担	条例の制定 ・条例第23号 第15、21条	○	〃	
		自転車等駐車場の利用距離の制限	駅前放置自転車クリーンキャンペーンにおいて、自宅や会社、学校が駅に近い人への自粛を要請	○		
		放置自転車等の撤去と撤去費用の利用者負担	条例の制定 ・条例第23号 第11、12、14条	○	公布：H11.9.27 施行：H12.2.10	
		撤去自転車等の保管場所の整備	条例の制定 ・条例第23号 第13条	○	〃	
	自転車等駐車場の整備	公共自転車等駐車場の整備	条例の制定 ・条例第23号 第15条	○	〃	
			品川駅港南口自転車等駐車場			所有・管理：区 (H13.5.1～) 収容台数：900台
			田町駅東口自転車等駐車場			所有・管理：区 (H12.6.1～) 収容台数：1,250台
			白金高輪駅自転車駐車場（自転車のみ）			所有：国、管理：区 (H16.11.1～) 収容台数：420台
		附置義務自転車等駐車場の整備	条例の制定 ・条例第23号 第38-48条	○	公布：H11.9.27 施行：H12.2.10	
		自転車等駐車場の有料化	品川駅港南口自転車等駐車場	○	定期利用（一般） ・自転車：1,800円 ・原付：2,700円 一時利用 ・自転車：150円/回 ・原付：200円/回	
	田町駅東口自転車等駐車場					
	白金高輪駅自転車駐車場（自転車のみ）					
	放置自転車等の増加の抑制	近距離利用の自粛	駅前放置自転車クリーンキャンペーン	○	毎年10月に実施	
		放置禁止区域の指定	田町駅東口	○	H12.6.1～	
品川駅港南口			H13.5.1～			
品川駅高輪口			H15.2.1～			
白金高輪駅			H16.11.1～			
放置自転車等の撤去		撤去の定期的な実施	○	月1回程度の実施		
		東八ツ山自転車等集積所			所有・管理：区 (H5.11.1～) 収容台数：800台	
		海岸3丁目自転車等集積所			所有：港湾局、管理：区 (H8.7.1～) 収容台数：700台	
	虎ノ門3丁目自転車等集積所	所有：区・教育委員会、管理：区・使用申請 (H12.4.1～) 収容台数：500台				

平成7年度策定「港区自転車等対策の基本的な考え方」の実施状況

(平成17年度末)

基本的な考え方		実施概要	実施状況	備考
自転車等駐車場整備対策	自転車等駐車場の整備	暫定置き場の設置と拡大	○	所有・管理：国 (S55.4～)
				収容台数：60台
				所有：都、管理：区 (H10.5.～)
				収容台数：110台
				所有・管理：区 (H10.12.～)
				収容台数：75台
				所有・管理：区 (H12.10.～)
				収容台数：87台
				所有：首都高、管理：区 (H12.10.～)
		収容台数：63台		
所有国、管理：区 (H13.3.28～)				
収容台数：99台				
所有・管理：区 (H15.3.14～)				
収容台数：78台				
所有：都、管理：区 (H17.3.～)				
収容台数：200台				
所有国際興業等、管理：区 (H16.8～)				
収容台数：80台				
自転車等駐車場の整備	品川駅港南口自転車等駐車場	○	所有・管理：区 (H13.5.1～)	
			収容台数：900台	
			所有・管理：区 (H12.6.1～)	
収容台数：1,250台				
所有：国、管理：区 (H16.11.1～)				
収容台数：420台				
附置義務自転車等駐車場の確保	条例の制定 ・条例第23号 第38-48条	○	公布：H11.9.27 施行：H12.2.10	
レンタサイクル方式の検討	—	△		
広報活動	放置自転車等に対する施策内容を区民等に周知、自転車等利用の自粛、利用者のモラルの向上、自転車等駐車場の利用の促進等	駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施 撤去の定期的な実施 自転車等の利用に対する特集を区報へ掲載	○	毎年10月に実施
				月1回程度の実施 年4回程度
その他	(財)自転車駐車場整備センター、(株)みなと都市整備公社、港区高齢事業者団体等の活用による自転車等駐車場の整備・管理	品川駅高輪口自転車等駐車場 (有料)	○	管理：(財)自転車駐車場整備センター
		神谷町駐輪場 (有料)		管理：(株)森ビルエステート 収容台数：20台 (H9.1.～)
	財源の確保について、国や都に対して条件緩和や補助制度の拡充等の働きかけ	—	×	
	リサイクル (再生自転車) 事業の推進	(社)港区シルバー人材センターによる保管期限を過ぎた撤去自転車の整備・リサイクル	○	(H13.10.～)

平成7年度作成港区自転車等駐車場整備基本計画の実施状況

(平成17年度末)

基本計画	事業概要	実施状況	備考	
利用者構造への対応	原付自転車も含む駐車場の整備	品川駅港南口自転車等駐車場	○	所有・管理：区 収容台数：900台
		田町駅東口自転車等駐車場		所有・管理：区 収容台数：1,250台
		外苑前駅自転車置場		所有・管理：国 収容台数：60台
		乃木坂駅暫定自転車等置場		所有：都、管理：区 収容台数：110台
		新橋3丁目暫定自転車等置場		所有・管理：区 収容台数：75台
		麻布十番自転車等置場		所有・管理：区 収容台数：87台
		新広尾公園自転車等置場		所有：首都高、管理：区 収容台数：63台
		赤坂見附自転車等置場		所有国、管理：区 収容台数：99台
		浜松町駅北口暫定自転車等置場		所有・管理：区 収容台数：78台
		お台場海浜公園駅自転車等暫定置場		所有：都、管理：区 収容台数：200台
大門駅暫定自転車等置場	所有国際興業等、管理：区 収容台数：80台			
道路管理者・鉄道事業者の責務	鉄道事業者の積極的な協力	—	△	
利用者負担	駐車場は有料性を基本	品川駅港南口自転車等駐車場	○	所有・管理：区 収容台数：900台
		田町駅東口自転車等駐車場		所有・管理：区 収容台数：1,250台
		白金高輪駅自転車駐車場		所有：国、管理：区 収容台数：420台
整備目標	平成17年における自転車等駐車需要の約半数を公共の駐車場として整備	乗り入れ台数に対する収容台数の充足率	○	充足率：47% 3,934/8,180=47% (計画終了年度値で作成)
自転車等駐車場整備の必要箇所	JR線 田町駅(東口)	田町駅東口自転車等駐車場	○	所有・管理：区 収容台数：1,250台
	JR線 品川駅(東口)	品川駅港南口自転車等駐車場		所有・管理：区 収容台数：900台
	JR線 浜松町駅	浜松町駅北口暫定自転車等置場		所有・管理：区 収容台数：78台
	地下鉄 大門駅	大門駅暫定自転車等置場		所有国際興業等、管理：区 収容台数：80台
	地下鉄 麻布十番駅	麻布十番自転車等置場		所有・管理：区 収容台数：87台
	JR線 品川駅(西口)	品川駅高輪口自転車等駐車場		管理：(財)自転車駐車場整備センター
	地下鉄 白金高輪駅	白金高輪駅自転車駐車場		所有：国、管理：区 収容台数：420台

港区自転車等総合基本計画(平成20年3月 発行)

問い合わせ先

港区環境・街づくり支援部都市計画課交通計画担当

TEL: 03-3578-2111(代表)

FAX: 03-3578-2239

ホームページ: <http://www.city.minato.tokyo.jp/>